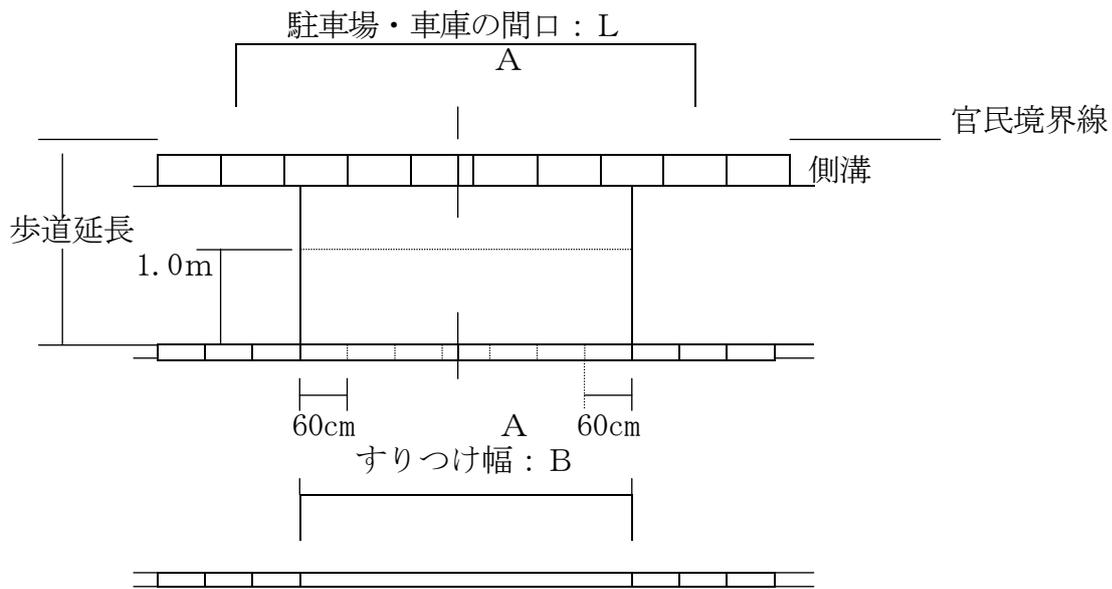


# 内灘町歩道切り下げ基準

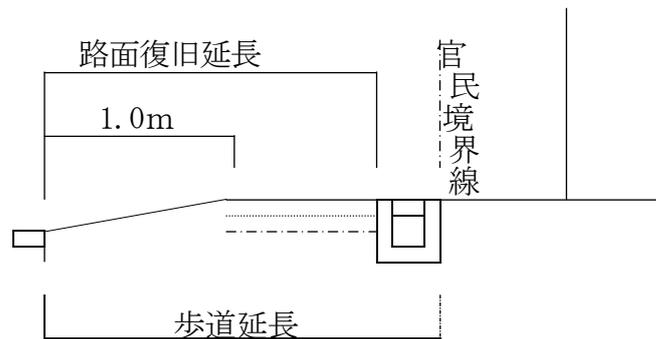
道路法第24条に基づいて、内灘町歩道切り下げ基準を以下のとおりとする。

1. すりつけ幅は、別表-1に示すとおりとする。
2. 駐車場・車庫の間口が12mを超えすりつけ幅が8mを超える場合のすりつけ区間は、2カ所以上に分割する。また、このとき、すりつけ区間から次のすりつけ区間までの水平距離は、3m以上とする。
3. 植樹柵は、原則として移設・撤去はしない。
4. 植樹柵をやむを得ず移設する場合には、申請者敷地の間口区間内に移設する。
5. 植樹帯の移設・撤去については内灘町が許可している路線にかぎり別表-1のとおりとする。
6. 植樹の移設・撤去に要する費用は、一切、申請者負担とする。
7. すりつけ部と車道との段差は、5cm以下とする。
8. 路面復旧は、別表-2に示すとおりとする。  
尚、普通・大型車種の場合は、側溝蓋版を重荷重用のコンクリート蓋に交換する。
9. 切り下げを行った箇所において、破損が生じた場合は、町の指示により改修を行う。
10. 幹線の交差点についての歩道切り下げは認めない。  
(交差点とは、停止線～停止線までの区間をいう。)
11. 申請手続きについては別記のとおりとする。
12. 白帆台地区においては、地区計画の「地区施設の整備方針」に則り、歩道切り下げは認めない。
13. 官公署、医療機関、学校等の公共施設や公益的施設で歩道の切り下げの際に特段の事情を有し、上記基準によることが困難な場合には、道路管理者と別途協議するものとする。

平 面 図



A-A 断 面 図



別表－1

駐車場・車庫の間口：L	すりつけ幅：B	植樹帯の移設・撤去
6.0m以下	4.2m以下	4.2m以下
6.0m～12.0m	L×70%以下	L×70%×90%以下
12.0m以上	L×65%以下	L×65%×90%以下

別表－2

舗装 車種	コンクリート舗装		アスファルト舗装		
	コンクリート	切込砕石	密粒度As	As安定処理	切込砕石
小型・普通	15cm	10cm	5cm	—	15cm
大型	25cm	15cm	5cm	7cm	20cm